



2026年 8月26日
第25号

JR 東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



**横地申
第4号**

議事録確認を反故にした「業務内容変更の通知」に関する緊急申し入れ 本日提出！

JR東労組横浜地本は2026年8月21日に、横地申第3号「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化」に関する申し入れの団体交渉を行いました。団体交渉において、横地申第22号「JR東日本グループのさらなる飛躍にむけた新たな組織と働き方について」に関する基本申し入れ（2026年2月20日）において、議事録確認を締結した「業務内容変更の通知については、基本的に前々月25日までに変更について口頭で通知する。それによれない場合は可能な限り速やかに口頭にて通知する」という内容を再確認しました。しかし、会社からは「大きな施策であり、間に合わないかもしれない」「現時点で会社として考えている方向性を伝える場をつくっていく」と回答されました。これに対し横浜地本は、「**説明交渉において会社は『施策の準備は順調』と述べている」「大きな施策であるからといって、25日を守れないというスタンスで良いのか**」と会社の姿勢を質しました。

8月24日以降、鎌倉車両（中原）において、現場長から通知が開始されましたが、「**人事ユニットからストップが掛かり、今日この場で具体的な異動先は告げられない」「横浜事業本部内やそれ以外の異動であっても、9月に入ってから異動先について全員同じタイミングで通知できる予定である**」と伝えられました。この内容では、実施日以降に、組合員・社員が具体的にどこで何を担うのか示されておらず、業務内容変更の通知が前々月25日に行えない「それによれない場合」にもあたらないことから、会社が議事録確認を反故にしていると見なさざるを得ません。

施策に伴い鎌倉車両（中原）の社員の多くは、実施日のタイミングで一斉に異動や出向、業務内容変更が行われることから、組合員・社員の生活設計や労働環境が大きく変化します。新たな異動先や業務に対する準備やモチベーションを高めていくためにも、労働協約および議事録確認に則った施策にしなければなりません。

よって業務内容変更の通知に関して、横地申第3号団体交渉や、施策実施が目前に迫る現場に表れている問題点について会社と認識一致を図り、組合員・社員が不安なく働ける健全なJR東日本会社をつくり出すために、次の通り2項目を本日申し入れしました。

1. 「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化」施策による業務内容変更の通知にあたり、実施日の前々月25日までに行う口頭の通知において、具体的な執務場所と業務内容が伝えられなかった理由を明らかにすること。
2. 横地申第22号の議事録確認に基づき、ただちに業務内容変更の通知を行うこと。

**計画的に進めてきた施策であれば「基本」に則り通知できるはずだ！
今後の施策における異動・出向や業務内容変更にも大きく関わる問題だ！**